

ネットワークビジョンを巡る政策課題に関する 中間論点整理骨子(案)

2019年3月18日
事務局

目次

第1章 検討の背景

- 第1節 主な環境変化 P. 1
- 第2節 電気通信事業法の適用関係等 P. 3
- 第3節 目指すべき方向性 P. 4

第2章 取組の方向性

- 第1節 通信ネットワークにおける仮想化の進展とルールの見直し P. 5
- 第2節 他者設備の利用とルールの見直し P. 7
- 第3節 市場の融合とルールの見直し P. 10
- 第4節 グローバル化の進展とルールの見直し P. 13

- 第3章 今後の検討について P. 14

(1) ネットワーク構造の変化

① ネットワーク仮想化技術の進展

- 今後、ネットワーク仮想化技術等の導入を通じ、ハードの汎用化等による水平分業が進んだ場合、機能を担うソフトウェアの実行のために汎用ハードが都度利用される等の運用が可能となり、「設備」と「機能」の実質的分離が進展する。
- また、ネットワークの状況等に応じてリソースを最適化する「仮想化管理(ネットワーク・オーケストレーション)」により、障害発生時や通信ひっ迫時における柔軟なネットワーク管理が実現すると考えられる。こうした「仮想化管理」の担い手等をはじめ、将来、回線設備を自ら設置することなく『「機能」のみを活用する主体』が登場する可能性が考えられる。
- 以上のような、「機能」と「設備」の実質的な分離や、『「設備」を設置する主体』と『「機能」を活用する主体』(仮想化管理の担い手等)の分離が進展した場合、「設備」と「機能」を一体としてみる電気通信事業法の規律体系における対応が課題となる。
- さらに、5G(第5世代移動通信システム)において活用が想定される「スライシング・サービス」の管理・運用には多様な主体が連携して関わりと想定されることから、安定的なサービス提供や公正な競争環境の確保等が課題となる。

② 5G等のモバイルサービスの普及・高度化

- 「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」を特徴とする5Gにより、固定通信と同等以上のモバイル・ブロードバンドサービスやIoT時代の多様なニーズに対応したサービスの実現が期待されている。
- 5Gにおいて安定的な提供を実現するため、稠密に整備された基地局の近傍までバックボーンとしての光回線を敷設する必要があることから、移動通信事業者等にとって光回線の重要性が一層高まることを踏まえ、固定・移動通信市場の融合の進展や、それに伴う市場支配力の在り方の変化等の観点から、公正な競争環境の確保等が課題となる。
- また、5Gの普及に伴い活用が期待されるエッジコンピューティングをはじめ、今後新たに登場する電気通信サービスの提供に密接に関連する設備等について、電気通信事業法における対応が課題となる。

③ IP化の進展

- 2025年の固定電話網(PSTN)のIP化に向けて円滑な移行が進展しており、また、今後、メタル収容装置の維持限界を見据えアクセス回線の光化等の進展も予想される。中継網のフルIP化により、サービスが特定のネットワーク設備に依存しなくなることから、異なる伝送経路・技術を組み合わせた役務提供が広がることが予想される。
- 我が国の基幹的コア網であるNGNについては、①PSTNからの移行先となるため他事業者の依存が一層強まる可能性、及び②他事業者によるNTT東西の卸売サービス等(将来におけるスライシング・サービスを含む)を利用した事業展開が一層進展する可能性があることから、IP化の進展等に対応した公正な競争環境の確保等が課題となる。

(2)市場構造の変化

①サービス提供主体の多様化

- IoT時代の到来を見据え、ICT利活用主体と電気通信事業者との関係が強化され、通信サービスと一体的となった多様なサービスや機器の利用拡大等を通じ、異業種連携による新たなサービスやビジネスモデルの創出が進展すると想定される。
- 電気通信事業法においては、事業者間取引の形態として接続中心に接続ルールの充実・強化を図ってきた。一方で、当事者間の相対交渉により料金・条件を決定することが可能な「卸役務」の形態による他者設備の利用が拡大しつつある。
- 上記のような電気通信事業者間やICT利活用主体等との連携においては、「卸役務」による提供が拡大すると考えられ、また、将来的には、「スライシング・サービス」の活用を通じてその利用の更なる拡大が想定される一方で、「卸役務」については、料金を含めた提供条件の透明性の確保等の課題が指摘されているところであり、公正な競争環境の確保が課題となる。

②プラットフォームサービスをはじめとするグローバルなサービスの影響力の拡大

- プラットフォーム事業者は、コンテンツ・アプリケーションレイヤやネットワークレイヤ、端末レイヤに進出し、レイヤを超えた一体的な役務提供を行うなど、各レイヤへの影響力を拡大している。また、これらのサービスは国境を超えグローバルに提供されており、海外事業者が提供するサービスが我が国の利用者やネットワーク市場に与える影響も拡大している。
- 今後、ネットワークの仮想化技術等の進展により、プラットフォーム事業者等が自身のサービス提供に当たり、ソフトウェアを活用してネットワークを制御する等、プラットフォーム事業者を軸とした通信ネットワークとサービスの融合が一層進展する可能性が考えられるほか、プラットフォーム事業者自らが通信基盤の構築や役務提供をも担う可能性が想定される。
- 上記のようなプラットフォーム事業者を軸とした様々なレイヤにおけるサービスの融合や一体的提供の一層の進展に伴い、プラットフォーム事業者の影響力が更に拡大した場合、現行の競争ルールでは対応することが困難となる可能性があるほか、利用者利益の確保や安全・信頼性の確保の観点から、電気通信設備及び設備管理主体を国外に有しながら我が国の利用者に対してサービスを提供する海外事業者に対する規律の在り方が課題となる。

(1) 電気通信事業法について

- 1985年の制定以降、電気通信事業法は、事業の公共性や産業特性を踏まえて当初の考え方を一部維持してきた一方、市場環境や技術の変化を踏まえ、事前規制から事後規制への転換を図ってきた。
- 電気通信事業法では、設置する電気通信回線設備の規模が大きい事業者に対しては事前の参入審査が存在する等、設備を設置する主体に着目した規律が複数存在しており、設備を設置することなく設備運用等に関わる事業者が登場した場合の規律の適用関係が明らかではない部分がある。また、国内に電気通信設備及び電気通信設備を管理する主体を設置することなく電気通信サービスを提供する者に対しては電気通信事業法の規律が及ばない。

(2) 今後想定される環境変化等を踏まえた電気通信事業法上の主な課題**① 「設備」と「機能」の分離等への対応が求められる規律**

- ネットワーク仮想化の進展等を通じた「設備」と「機能」の実質的な分離や市場の融合等が進展した場合、利用者利益を引き続き確保する等の観点から、設備設置主体が設備を運用し役務提供を行うことを想定した現行規律の見直しが求められる。

見直しが必要な規律例： 参入・退出規律、競争ルール、安全・信頼性に関する規律 等

② 海外事業者の影響力拡大への対応が求められる規律

- 電気通信サービスや関連するサービスが国境を越えてグローバルに展開され、プラットフォームサービスをはじめ海外事業者が提供するサービスが我が国の利用者やネットワーク市場に与える影響が大きくなっていることから、利用者利益を引き続き確保する等の観点から、設備管理主体を国外に有しながら我が国の利用者に対してサービスを提供する海外事業者に対する規律の在り方が課題となっている。

検討が必要な規律例： 通信の秘密の保護、消費者保護に関する規律、安全・信頼性に関する規律 等

目指すべき方向性(案)

- ネットワーク仮想化技術の進展により、新サービスへの迅速・柔軟な対応や、設備の効率的な運用・管理が可能となる一方、「設備」と「機能」の関係が相対化することにより、「設備」・「機能」・「役務」の担い手が「分離」し、現行の電気通信事業法の規律の対象である電気通信ネットワークの外部に新たな事業領域が出現する可能性がある。
- 固定通信市場と移動通信市場の融合や、自営網を含めた事業者間連携の多様化等により、設備競争とサービス競争のバランスに変化が生じており、今後、仮想化等の技術革新によるネットワーク外部の新たな事業領域を担う主体の登場や、グローバルにサービスを提供する主体等が与える影響の拡大を通じ、我が国のネットワーク市場における競争の態様は大きく変容することが想定される。
- また、国境を越えてグローバルに提供するサービスの利用拡大に伴い、プラットフォームサービスをはじめ海外事業者が提供するサービスが我が国の利用者やネットワークに対し大きな影響を及ぼしつつある一方で、これらのサービスの中には電気通信事業法の規律が及ばないものが存在し、我が国の利用者の利益や安定したネットワーク環境等が十分に確保されないおそれがある。
- これらの2030年に向けて想定される変化を見据え、電気通信事業法の目的である、「電気通信の健全な発達」及び「国民の利便の確保」を将来にわたって実現・維持するため、公正な競争の促進、電気通信役務の円滑な提供の確保、利用者の利益の保護等のために必要なルールの整備や現行のルールの見直しを行うべきではないか。
- 具体的には、以下の4項目を中心に取組を講じることにより、技術革新や競争を通じた先端的な通信ネットワーク環境を確保し、利用者や多様な事業主体がこれを安心して活用し、イノベーションの創出や社会的課題の解決に寄与できる社会を目指すべきではないか。
 - ① 通信ネットワークにおける仮想化の進展
 - ② 他者設備の利用
 - ③ 市場の融合
 - ④ グローバル化の進展

課題

- 現行の電気通信事業法においては、「設備」・「機能」・「役務」の一体的運用による事業形態を基本的な前提としている。
- 一方、ネットワーク仮想化技術等の普及により、『「設備」を設置する主体』と『「機能」を活用する主体』の分離が進んだ場合、電気通信回線設備を自ら設置することなく「ネットワーク・オーケストレーション」や「スライシング・サービス」等の電気通信サービスの提供に関する業務を行う者の登場が想定され、電気通信役務の安定的な提供において重要な役割を果たすと考えられるが、現行ルールにおいては、このような主体・サービスの位置付けは明らかではない。
- 仮想化技術等の導入によるイノベーションを阻害しないよう配慮しつつ、電気通信事業法の規律・趣旨・目的を踏まえ適用関係を明確化するとともに、必要なルールを検討する必要がある。

主な意見

<委員からの意見>

- 設備に着目した現行規律から機能や役務に着目した規律への転換が求められているのではないかと。
- 設備と機能が分離したときの「設備を設置することなく機能のみを活用する主体」に対して、ソフトウェアや機能に対する規制や制度の在り方を議論していくことが必要。
- ネットワーク・オーケストレーションについては、その機能のオープン化等について、利用者や事業者間取引等も想定しつつ接続ルールに準じたルール整備の必要性を検討すべきではないかと。
- 利用者の立場から、事業者間連携の多様化や仮想化の進展等においても、利用者保護に関する責任主体の明確化や国民への積極的な情報開示がなされるようなルール整備を検討すべき。

<事業者からの意見>

- 仮想化技術の進展等により、ユーザは、多様なデジタルサービス、デバイス、アプリ、ネットワークサービスの中から、必要なものを、必要なときに、必要なだけ、迅速かつ最適に組み合わせる利用できるようになると想定。(NTT)
- ネットワークのフルIP化・仮想化等の進展に伴い、「設備」に対して「機能」が紐づかない又は複数の「機能」が提供され且つ変化することが想定されるため、現行法令の検証が必要。(ソフトバンク)
- 指定設備設置事業者が提供するサービスを構成する「機能」を他事業者が同条件で使えるように検討することが必要であり、これまでの「事業者間接続」に基づく規制の在り方の抜本的な見直し、スライスの活用を巡るMNOとMVNO間の円滑な協業のためのルール整備、スライスを制御するためのAPI等の在り方について検討が必要。(テレコムサービス協会)

2 取組の方向性

2-1 通信ネットワークにおける仮想化の進展とルールの見直し(続き)

考え方(案)

- ネットワーク仮想化技術等の普及により、「ネットワーク・オーケストレーション」や「スライシング・サービス」等を行う、『「機能」を活用する主体』の登場を想定し、仮想化技術等の導入によるイノベーションを阻害しないよう配慮しつつ、電気通信事業法の適用関係を整理し、以下の項目を中心に、必要なルールについて引き続き検討を深めていくことが必要ではないか。
 - 『「機能」を活用する主体』が、電気通信回線設備を物理的に設置する者と同様にネットワークの安定的な運用に影響を及ぼす可能性があることを踏まえた参入規律の在り方
 - 「機能」の活用において重要な役割を担うソフトウェア等に関する安全・信頼性の確保の在り方
 - 「機能」を活用したサービスにおける関係主体が多種多様となると想定されること等を踏まえた利用者利益の保護、安定的な役務提供や透明性・公平性等の確保の在り方
- また、「スライシング・サービス」により、自他問わず多種多様な電気通信設備を組み合わせ、一体的に役務提供を行うことが可能となることから、事業者間連携等の形態が多様化することが想定される。電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が「スライシング・サービス」を提供する場合に公正競争が確保されるよう、MVNOを含む競争事業者やユーザ企業を含む利用者等に対するAPIのオープン化等の仕組みについて検討することが必要ではないか。

課題

- 他者設備の利用に当たっては、主に「接続」と「卸役務」による利用形態が存在し、近年、NTT東西による光回線の卸売サービスやMNOによるMVNOへの卸提供等、「卸役務」の形態による他者設備の利用が拡大している。
- このような「卸役務」による他者設備の利用が拡大していることを受け、平成15年以降特別の規律が存在しなかった卸電気通信役務の提供について、平成27年に、第一種・第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の一部について料金や提供条件等の事後届出を義務付け、その届出内容を整理・公表することとした。
- 将来的には、スライシング・サービスの活用等において、プラットフォーム事業者やIoTサービス事業者等多種多様な事業者による連携が更に進展することが想定されるほか、ニーズの多様化等に伴い、様々な事業者によるNTT東西の卸売サービスを利用した事業展開が一層進展することが想定され、「接続」以外の形態による他者設備の利用が一層拡大すると想定される。
- 他者設備の利用において、「卸役務」の形態は相対契約により提供条件が設定可能であり多様なニーズに対応することが可能である一方で、料金設定を含めた提供条件の透明性の確保等の競争上の課題が指摘されている。

主な意見

＜委員からの意見＞

- 卸は本質的にクローズドな契約である一方で、適切性や透明性を担保するための一定の基準を設ける必要も指摘されており、どのように両者を調和させるかが課題。また、スライシング・サービスのように接続ルールが設定されていない新たな領域については、取引条件の適正性を判断する基準が全くなくなる。
- 卸契約は、ダイナミックな料金設定や様々なビジネスモデルを可能として企業のモチベーションを高める良い制度であり、透明性を求めすぎれば企業間取引が萎縮する懸念がある一方で、マーケットメカニズムがしっかりと働いているかを見ることが重要であり、慎重に議論する必要がある。
- 光アクセス網以外の、競争が働いているとされている領域において本当に競争メカニズムが有効に機能しているかは疑問であり、その意味で競争評価が極めて重要。
- 自営網は、IoT分野において特に活用のニーズが高く、他事業者への提供等の可能性を含めてネットワークへのインパクトが大きいと考えられることから、掘り下げて議論するべきではないか。

2 取組の方向性

2-2 他者設備の利用とルールの見直し(続き)

主な意見

<事業者からの意見>

- 通信事業者はトランスポートを自前で構築することも可能であり、トランスポートに接続料規制を課した場合、設備構築事業者は、新たな技術開発や設備投資を行うインセンティブを失い、設備競争を通じたトランスポートの品質向上や維持が困難になる等、ネットワーク全体のイノベーションが停滞する。(NTT)
- 競争が働いている部分の卸・設備共用の条件等は原則ビジネスベースに任せるべきだが、ボトルネック性をもつ設備(光アクセス等)に関する卸・設備共用の条件等は一定のルールが必要。現行のサービス卸やフレキシブルファイバは、事業者が料金算定の基礎データを確認できず、また、料金水準についてオープンな議論ができない等の課題があり、料金に関してより透明性や適正性を確保するためのルール見直しが必要。(ソフトバンク)
- 政府出資のNTT東西が敷設する光インフラは高い市場シェアを有し、不可欠性があることから、提供条件については、卸ベースでの提供ではなく、公平性・透明性・適正性を担保するための接続ルールに準じた利活用ルールの整備が必要。(KDDI)
- NGNにおける相互接続と卸の間の競争環境の公平性を維持するため、接続形態でも卸と同様にエンドユーザ料金設定権を接続先に付与して、同一条件で競争条件を検証することが必要。(日本インターネットプロバイダー協会)
- 5Gの仮想化により、MNOによって提供される機能をMVNOが利用可能となった場合、卸として整理するのか、法令に基づく利用料を規定すべきか、慎重な検討が必要。(テレコムサービス協会)
- 地域単位の無線アクセスネットワークと全国移動通信網とのシームレスな接続ニーズが増加していることを踏まえた相互接続ルールを整備することが必要。(日本ケーブルテレビ連盟)
- 次世代NGNについて、研究段階から計画段階に至る部分の透明性を確保し、新規技術をNTTの計画に適切に反映させる仕組みが必要。また、5Gに対応するため、次世代NGNのPOIとモバイルエッジコンピューティングのPOIをどのように一致させるかが課題。(日本インターネットプロバイダー協会)

2 取組の方向性

2-2 他者設備の利用とルールの見直し(続き)

考え方(案)

- 今後、5GやIoTの普及・進展に伴う電気通信サービスの需要の多様化に 대응するため、「卸役務」や「共用」等の柔軟に提供条件を決定することができる契約形態による他者設備の利用が一層拡大すると考えられるほか、スライシング・サービス等の新たなサービス提供を実現するために、自営網と公衆網の連携や地域事業者網と全国事業者網の連携等を含め、他者設備の利用に当たっての事業者間連携等が多様化することが想定される。
- 上記のように、「卸役務」の一層の拡大と、事業者間連携等の多様化が想定される一方で、
 - ・「卸役務」は相対契約であることから、料金を含めた提供条件の適正性や透明性の確保が不十分である
 - ・スライシング・サービス等の新しいサービス領域では、料金を含めた提供条件の適正性等を判断することが困難であるといった課題が指摘されている。
- このような課題を踏まえ、2030年頃の事業者間連携やネットワークの在り方を見据え、これまで接続ルール等を通じて実現してきた公正競争環境を引き続き確保していくため、「卸役務」・「共用」における透明性や適正性等の一層の確保等、他者設備の利用に当たって必要な規律等について、制度整備も視野に検討を深めていくべきではないか。
- また、5Gや仮想化等の技術革新を通じて利用者利便を最大化するために必要となる相互運用性の確保の仕組み(例:基幹的なネットワークに対するAPIの開放ルール)等、他者の「機能」の利用に関する規律の在り方についても検討することが適当ではないか。
- なお、上記の検討に当たっては、今後の事業者間連携の多様化・複雑化を見据えた設備競争とサービス競争のバランスの確保や、5G時代における電気通信事業者と様々な分野の企業間の連携や新たなサービス・ビジネスの創出を促進する観点にも留意することが重要ではないか。

課題

- 今後見込まれる電気通信サービスの高度化・多様化が引き起こすネットワーク構造の変化と市場構造の変化は、我が国のネットワーク市場における競争の態様を大きく変容させる可能性がある。
- ネットワーク構造においては、固定通信市場と移動通信市場の融合の進展や新サービスの登場により、バックボーン回線としての光ファイバやコロケーションスペース等、様々な設備の競争上の重要性に変化が生じる可能性があり、既に競争事業者からは光アクセス回線等の更なるオープン化を要望する意見も寄せられている。
- また、我が国の基幹的コア網であるNGNについては、通信ネットワークとサービスの融合の進展によりスライシング・サービスを含む様々なニーズに対応した卸売サービスの需要が高まることが想定されることや、固定網と移動網が統合された場合の市場への影響等を踏まえ、その基幹的性質が競争環境に与える影響を踏まえたルールの在り方を議論する必要性が提起されている。
- 市場構造においては、仮想化等の技術革新により登場することが見込まれるオーケストレーションやエッジコンピューティング等のネットワーク外部の新たな事業領域を担う主体が提供する機能が、将来の電気通信サービスの提供において重要な役割を果たすことが考えられる。このような機能は将来の電気通信サービスの提供において市場への影響力を有することが考えられるほか、このような機能を提供する事業者と、サービス提供において必要となる設備を提供する事業者間の連携は、共同的な市場支配力の行使等の問題を生む可能性も考えられる。
- このような想定がされるなか、現行の指定電気通信設備制度及びそれに関連した非対称規制のみでは、将来の競争環境の変化がネットワーク構造及び市場構造にもたらす新たな競争上の課題に対応していくことが困難となる可能性がある。

2 取組の方向性

2-3 市場の融合とルールの見直し(続き)

主な意見

<委員からの意見>

- NGNを前提としても、設備競争とサービス競争のバランスを考慮することは引き続き必要。ともすれば最新技術を活用したサービス競争が目立ちはちだが、改めて、モバイルを含めた設備競争の意義を再確認することが重要。
- モバイルエッジコンピューティングのPOIが開放された場合、OTT事業者やプラットフォーム事業者が参入する可能性があることを踏まえたルールの在り方を検討することが必要ではないか。
- 5Gの提供においてはモバイルエッジコンピューティングの重要性が高まるため局舎スペースの活用が必要、との競争事業者の主張については、クラウド化等による代替や、それによる5Gの品質への影響等を踏まえた上でルール整備の必要性を検討すべきではないか。

<事業者からの意見>

- 光回線や局舎コロケーション等を組み合わせて提供されるトランスポートには、画一的で硬直的な接続ルールを適用するのではなく、卸サービスとして柔軟にサービス提供できるようにすることが適当。(NTT)
- 5Gの提供においては、光回線やモバイルエッジコンピューティングの重要性が高まる。光回線の利活用やコロケーションに関するルール整備が必要。(KDDI、ソフトバンク)
- NTTグループが固定・移動を統合したコア網を構築した場合、独占的なネットワークに収れんする恐れ。競争事業者は「不可欠なリソース」(光回線、コロケーション等)と一体のNTTネットワークを利用することを強いられることから、相互運用性の確保(API連携等)や、現行の指定電気通信設備制度とは別のNTTネットワークに対する接続ルールを検討することが必要。(KDDI)
- IP化・仮想化等により、NTTグループの固定・移動のコア網が実質的に統合されるとともに、コア・アクセスの一体化が進めばNTTの影響力は一層強大となることから、優越的地位の濫用や排他的行為を実施させないための仕組みが必要。(ソフトバンク)
- モバイルエッジコンピューティングの提供において通信事業者とクラウド事業者間の競争が想定される。(日本インターネットプロバイダー協会)

2 取組の方向性

2-3 市場の融合とルールの見直し(続き)

考え方(案)

- ネットワーク構造の変化の観点からは、5G時代における光回線等、設備の重要性は一層高まると想定されることから、設備のボトルネック性(第一種指定電気通信設備)や接続交渉における優位性の元となる自己の伝送路設備に接続される端末設備の市場シェア(第二種指定電気通信設備)に着目した現行の非対称規制の考え方は、維持することが適当ではないか。
- その上で、アクセス回線については、5G時代以降における多様な事業者によるネットワーク構築を促進する観点から、加入者系伝送路等を巡るルールの検討に取り組むとともに、コロケーションスペースの活用の必要性等を含め、新たなボトルネック領域について検証を行うことが適当ではないか。
- また、基幹的コア網については、PSTNからの移行によるその役割の増大、基幹的コア網を利用した多様なサービス実現の必要性等を見据え、NTTにおいて次世代の基幹的コア網の在り方を早期に示すとともに、相互運用性の確保や適切な新技術の導入等の観点から、関係事業者間で情報共有等を図る仕組みを検討することが適当ではないか。
- 市場構造の変化の観点からは、今後、固定・移動通信市場における事業者間連携等の進展を通じ、共同的な市場支配力等の行使が顕在化する可能性が考えられる。また、電気通信回線設備を設置せず、これらの市場の外部にありながらも電気通信に密接に関連する事業を営む者が登場し、固定・移動通信の区別なく、ネットワーク市場全体に対して、レイヤを超えて強い影響力等を有する可能性がある。
- このことを踏まえ、固定・移動通信の市場区分を越えて、新たな影響力を及ぼし得る「設備」「機能」「主体」を想定しつつ、現行の非対称規制の範囲に関する考え方を弾力化する等、新たな競争ルールの在り方について、引き続き検討を深めることが適当ではないか。

2 取組の方向性

2-4 グローバル化の進展とルールの見直し

課題

- 近年、国境を越えてグローバルに提供するサービスの利用が拡大しており、プラットフォーム事業者をはじめ海外事業者が我が国の利用者やネットワーク市場に対して与える影響が拡大している。
- このような国境を越えて提供されるサービスの中には電気通信サービスに密接に関連するものがあるほか、海外のプラットフォーム事業者が自ら通信基盤を構築してサービスを提供する例もあるが、これらのサービスの中には電気通信事業法の規律が及ばないものがあり、我が国の利用者の利益やネットワークの安全・信頼性が十分に確保されないおそれがある。

主な意見

<委員からの意見>

- 消費者の立場からは、消費者保護や安心してサービスが使えることが重要であり、通信に関わるサービスを提供する国外を含めたプラットフォーム事業者等に対して、通信の秘密に係る規律のみならず、消費者保護、安全性に係る規律を適用すべきかが課題。

<事業者からの意見>

- グローバルなOTTプレイヤーは、プライベートネットワークを構築するとともに、多様なデジタルサービス、デバイス、アプリ、ネットワークサービスの中から必要なものを組み合わせ、自らサービスを提供するようになることを踏まえれば、多様なプレイヤーが自らの創意工夫によって新たな価値を創造できるよう、通信事業者を含む、全ての事業者の活動を原則自由にすべき。ただし、利用者保護や安全・信頼性の確保は必要となる可能性がある。(NTT)
- 国内・海外プラットフォーム間の非対称性の解消とともに、影響力の増すOTT・プラットフォームへの一定の規律適用の方向性は妥当。(ソフトバンク)

考え方(案)

- プラットフォームサービスをはじめ、海外事業者が提供するサービスの利用が拡大し、我が国の利用者利益に与える影響が増大しつつある一方で、これらのサービスの中には電気通信事業法の規律が及ばないものが存在し、利用者利益の確保は提供主体の自主的取組によっている。
- 仮想化等の技術革新や事業者間連携の進展に伴い、海外事業者が営む事業が我が国の利用者やネットワークに与える影響が一層拡大する可能性も想定し、我が国の利用者に対してサービスを提供する海外事業者に対して、利用者利益の確保や安全・信頼性の確保等の観点から、必要に応じ、法整備も視野に、電気通信事業法の一部規定を適用・執行する方策を検討することが適当ではないか。

- 総務省においては、「2 取組の方向性」で示した考え方に基づいて、引き続き検討を深化することが適当ではないか。
- 具体的には、関係事業者・団体や有識者の意見を踏まえ、技術・制度面を中心に専門的・集中的に検討を進める観点から、関係する委員会・研究会とも連携し、検討体制を強化することが適当ではないか。
- また、「2 取組の方向性」で示した課題については、仮想化等の技術革新や新たなサービス・ビジネスの登場等によるネットワーク・市場構造の変化に伴い、検討の前提が変わり得るものであることから、引き続き、これらの動向や諸外国の政策等も注視しつつ、検討を進めていくことが適当ではないか。